

警察歯科医会・身元確認マニュアル

改訂版

平成20年11月

社団法人 日本歯科医師会
警察歯科医制度検討委員会

キーワード

警察歯科医／身元確認／標準マニュアル

警察歯科医会・身元確認マニュアル (改訂版)の発刊にあたって

社団法人 日本歯科医師会会長
大久保満男



警察歯科の活動は、昭和60年の航空機墜落事故における身元確認を契機といたしまして社会に広く認知されるようになりました。その後の活動の場は時代とともに大規模かつ広範囲となり、全国的な組織化、身元確認における用語統一などの必要性が求められ、平成15年7月、日本歯科医師会に全国警察歯科医会連合会を設置し、以降毎年1回警察歯科医会全国大会を開催し本年までに7回の全国大会を開催してまいりました。

近年、警察歯科活動の充実に伴い警察歯科医は社会的に認知されるようになってまいりましたが、しかし未だその法的身分や保障制度が確立されていない状況にあります。本会といたしましては、その活動がより円滑に行われるよう、行政における警察歯科医の身分のあり方や制度の確立に向けた検討を行って頂くため、平成18年度に警察歯科医制度検討委員会を設置するなど対応を図ってきたところであります。

また、日本歯科医師会として平成19年度から警察歯科医身元確認研修会を開催し、会員の先生方に、警察歯科医としてより一層の研鑽に励んで頂き、将来的には受講者を対象とした資格審査・認定試験等を経た警察歯科医の身分の確立を目指していきたいと考えております。

本マニュアルは平成14年に発刊され、現在も警察歯科に携わる先生方、警察関係の方々等、幅広くご活用頂いているところではありますが、発刊より既に6年が経過し、現行に即していない部分も見受けられることから、基本的な部分はそのままに、見直しが必要な項目の修正と新しく追加すべき項目の整理を行い、今回改訂版を作成・発刊することになりました。

警察歯科医は、国内で発生する災害や事故等への対応はもちろんのことですが、国外で発生した災害等により被害を受けられた在留邦人に対しましても、大きな役割を担っております。我々は、今後もあらゆる事件・事故、災害等において身元確認が迅速かつ的確に行えるよう更なる努力を行い、故人並びにご遺族、関係者に失われた尊厳の回復に努めると同時に、一刻も早くご遺族の元にご遺体をお返しするという、つらく、しかし大切な責務を担っていかねばなりません。と同時に、これらの警察歯科活動が、歯科医師会にとっては危機管理という極めて重要な課題であることを、認識しておかねばならないと思います。

このような重大な役割を担っている警察歯科医活動において、本マニュアルが警察歯科医のみならず警察関係者にも広く活用されることを祈念いたします。

最後になりましたが、このたびの改訂版の作成にあたり全面的なご協力を賜りました警察庁関係者、DNA鑑定についてご協力賜りました日本大学医学部・押田茂實教授、並びにマニュアル改訂版の実務作業に当たって頂きました警察歯科医制度検討委員会の皆様に心より感謝申し上げます。

警察歯科医会・身元確認マニュアル (改訂版)の発刊にあたって

警察庁長官

吉村 博人



全国の警察歯科医の皆様方におかれましては、平素より警察活動各般にわたり御協力、御支援をいただいているところであり、とりわけ、警察が取り扱う死体の身元確認業務においては、捜査に携わる警察にとり大変重要な御貢献をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の事件・事故の態様は複雑多様化しており、遺体の一部のみ発見される殺人、遺体の身元特定が困難な火災、爆発、墜落等の発生が引き続き危惧されるところであります。また、大規模災害の発生時にも遺体の身元確認業務は困難をきわめるところから、警察歯科活動の重要性はますます高まっていくものと思われます。

社団法人日本歯科医師会・警察歯科医制度検討委員会におかれては、事件・事故や大規模災害発生の際の身元確認業務に関して、作業要領や用語の標準化を図るため平成14年に「警察歯科医会・身元確認マニュアル」を作成されたところではありますが、このたび、IT関連機器の発達等を踏まえて、現在実施されている身元確認業務に即した内容とするため同マニュアルの改訂版を作成されました。これにより今後とも警察活動との緊密な連携が図られ、迅速かつ円滑な身元確認が可能になるものと、期待しております。

皆様方には、引き続き警察活動に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の御活躍を心からお祈りし、私のあいさつといたします。

目 次

会長挨拶／警察歯科医会・身元確認マニュアル(改訂版)の発刊にあたって……………	8
警察庁長官挨拶／警察歯科医会・身元確認マニュアル(改訂版)の発刊にあたって…	9
<Ⅰ>総 論	11
1. 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握……………	11
2. 日本歯科医師会の対応……………	12
<Ⅱ>各 論	13
1. 身元確認作業の流れ……………	13
2. 指揮系統(出動の流れ)……………	14
3. 身元確認における活動内容……………	15
1) 生前資料の収集と生前記録の作成……………	15
2) 死後記録の採取と整理……………	17
3) 照合……………	23
4) 再確認と最終判定……………	26
5) 事後措置……………	26
4. DNA 鑑定……………	27
<Ⅲ>資 料	29
1. 関係機関……………	29
2. デンタルチャート……………	31
3. デンタルチャートの作成……………	33
4. 歯科所見の名称(略号を含む)……………	35
5. 用語、略号の記載例……………	37
6. 必要な器具・機材……………	40
7. 鑑定嘱託書(例)……………	41
8. 鑑定書記載例……………	42～43
<Ⅳ>関係法規及び参考文献(抜粋)	44
索 引	48
あとがき	51

< I > 総 論

1. 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握

大規模災害や大きな事故が発生した際には、歯科診療支援（歯科医療救護活動）や不幸にして死者が出た場合の身元不明死体の個人識別（身元確認ともいう）という役割が都道府県歯科医師会に求められます。活動にあたっては、被害状況等の情報収集が重要となりますが実際の場面ではなかなか難しいとされています。過去に大規模災害を体験されたか、今後大災害を被る可能性が叫ばれている都道府県歯科医師会のマニュアル等から、全国の都道府県歯科医師会単位で今のところ掌握しておくべき事項を列挙しました。

なお、フローチャートを作成してもその通りにはならないことが多いと考えられ、被害状況等の把握についても変化していくことが予想されますので、系統立ったものをここでは提示しておりません。

下記を参考にして、被害状況の把握の一助としてください。

1) 情報収集の時期等

- ・ 最初の情報（被害状況等を含む）はテレビのテロップ、ラジオから発せられることが多く、その後も続くため、災害・事故発生直後よりテレビ、ラジオはつけたままにしておくのが望ましいと思われます。
- ・ 都道府県歯科医師会の役員、警察歯科関係担当者は日頃から行政、警察等の担当者と連携を深めておき、災害発生時の早い段階から情報収集に努めます。
- ・ 行政、警察等の担当者と災害発生時の連絡方法、連絡先等を予め確認しておきます。
- ・ 情報収集初期より情報源を正確に記録し、情報集約時の混乱防止に努めます。

2) 情報収集の方法

- ・ 上記のように、テレビ、ラジオを活用します。
- ・ インターネットを活用します。
- ・ アマチュア無線の活用を考慮します。事前にアマチュア無線を使用できる歯科医師会会員を掌握します。
- ・ 地震予知速報を活用します。

3) 情報収集すべき内容

- ・ 事故、災害の概況：発生日時、発生場所、発生状況（火災の有無）等。
- ・ 身元不明死体数の予測または把握：出動する歯科医師の数や、必要となる資器材数の予測がたちます。
- ・ 遺体収容所（場所、広さ、収容人数）：出動する地区を決定し、隣接都道府県歯科医師会への出動要請の採否を検討します。
- ・ 遺体の状況：例えば焼死体では開口困難が予想され、開口器、パノラマエックス線写真撮影の準備が有効な手段となります。
- ・ 遺体の搬入状況：出動する歯科医師の数は、初期から大量動員もしくは中程度動員の人数を長期出動、あるいは両方の動員を検討の上、決定します。

2. 日本歯科医師会の対応

日本歯科医師会は、各都道府県歯科医師会警察歯科関連組織の範囲を超える対応が必要であると判断された場合、また複数の都道府県に及ぶような広域的な事件・事故・災害が発生した場合に備え、今後以下のような役割を果たせるよう準備していきます。

- 1) 「警察歯科医会全国大会」を開催します。
- 2) 「都道府県歯科医師会警察歯科医会担当者連絡協議会」を開催します。
- 3) 身元不明死体の生前資料提供依頼と広域的対応時の調整を図ります。
- 4) 全国の都道府県歯科医師会警察歯科医会の活動状況、研修状況及び身元確認状況の把握並びに会員への情報の提供を行います。
- 5) 全国都道府県歯科医師会の身元確認作業に使用可能な機材（エックス線写真撮影装置等）の所有状況を把握します。
- 6) 大規模災害が発生した都道府県に隣接する都道府県歯科医師会への身元確認協力要請を行います。
- 7) 生前・死後の歯科所見記録用紙の標準化を図ります。
- 8) 他の関連組織（日本法医学会、日本法歯科医学会等の関連学会、大学関係者、歯科医師会外警察歯科関連、警察医会関連、諸外国歯科医師会関連等）との連携を図ります。
- 9) 歯科医師会が行っている警察歯科活動を国民へPRします。

< Ⅱ > 各 論

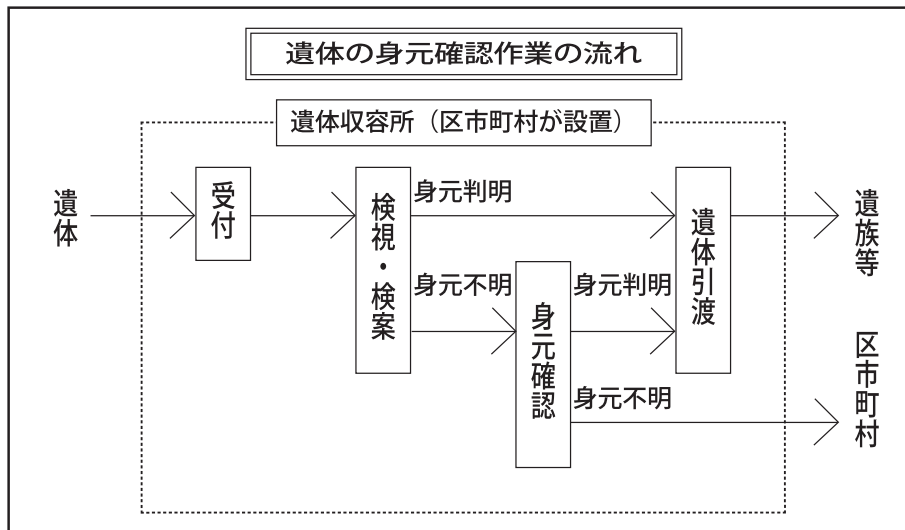
1. 身元確認作業の流れ

遺体の収容、検視・検案、身元確認までが確認作業の流れです。

検視・検案に係わる歯科医師の業務は、警察からの協力要請の下、身元確認作業が主たるものです。「検視」とは、刑事訴訟法第229条に基づき、犯罪に起因する死体か否かを判断するために検察官が行う業務ですが、警察官が代行することもでき、この場合、国家公安委員会規則により、医師の立ち会いを求めて行うこととなります。

歯科医師の行う検査は、「検視」の補助行為として、また犯罪に起因しないことが明らかである場合には、警察官による死体の「見分」の補助行為として遺体を検査し、歯科資料を検討して、身元確認に寄与することを主目的としています。

(図1)



注)

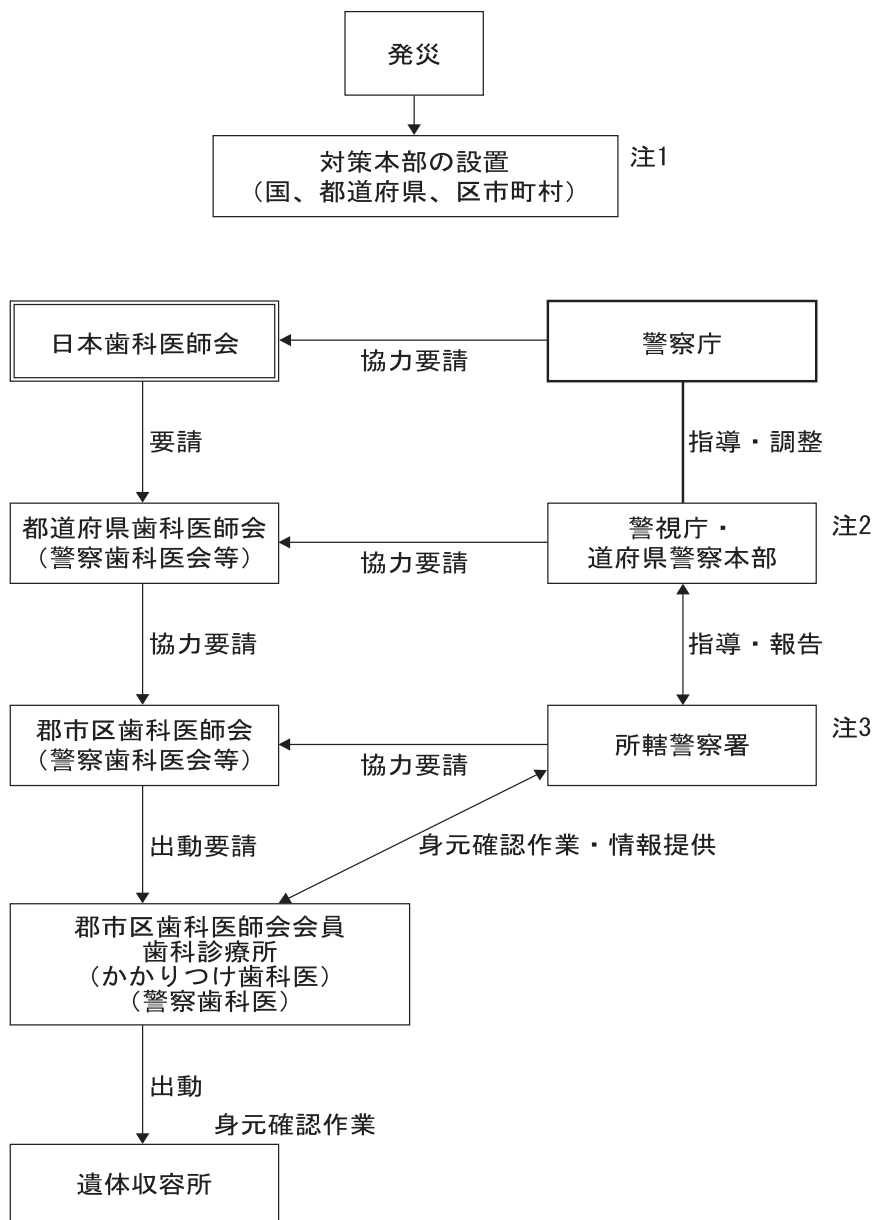
検視：刑事訴訟法第229条に基づき、犯罪に起因する死体か否かを判断するために、検察官あるいは警察官が医師の立ち会いのもとに死体の状況を調べることをいいます。

検案（死体検案）：医師が医師法に基づき、死体の外表検査により、死因や死因の種類を判定する業務です。

検死（屍）：特に法律や規則で定められた用語ではなく、歯科医師の業務もこれにあたります。

2. 指揮系統（出動の流れ）

（図2）



注1) 大規模災害・事故(事件)での対応
 対策本部（都道府県レベル）
 （原則）本部長：知事
 副本部長：副知事・出納長・警視総監・都道府県警察本部長

注2)、注3)
 小規模災害・事故(事件)への対応
 注1) 同様、対策本部の立ち上げ、指示の下に出動要請

3. 身元確認における活動内容

身元確認とは、「生体や死体について、その身元を確認して氏名を明らかにすること、また死体の一部の他に、人体由来のものおよび人体が他の物体に残したものについて、その由来を決定すること」と定義されています。一般的な身元確認の方法としては、面確（顔を見て確認する）、身分証明書、所持品、着衣、身体的特徴、血液型、指紋、DNA 型そして歯科所見等が考えられます。歯科医師が歯科所見から身元確認を行う際の具体的な活動には、1) 生前資料の収集と生前記録の作成、2) 死後記録の採取と整理、3) 照合、4) 再確認と最終判定、5) 事後措置等の5項目が挙げられます。

1) 生前資料の収集と生前記録の作成

歯科医師が身元確認作業を行う際、該当者の生前記録は不可欠となります。生前資料の収集は原則として警察が行いますが、収集作業にあたり的確なアドバイスを与えるなどして連携をとります。同時に歯科医師会の組織力を十分に活用し、自らも生前資料を収集するという積極的な対応をとる姿勢が望ましいと思います。また、身元確認作業終了後、借用した生前資料は、警察の責任で、確実に診療所等の管理者に返却するよう要請します。

(1) 受診医療機関の特定

①航空機墜落事故等で該当者の名簿が存在する場合

遺族等の証言を基に警察が捜査を行います。

また、名簿等から歯科医師会が独自に協力要請を行います。

②列車事故等で該当者の名簿が存在しない場合

不特定多数の中から身元確認を行わなくてはならないため、関係諸機関の働きかけが重要となります。遺族の申し出とともに、該当者が受診したと思われる医療機関からの申し出も待つことになります。

いずれも犠牲者が日本人の場合は、警察、歯科医師会（連絡網・広報誌・ホームページ等）、報道機関（犠牲者名簿の公表）を利用し、さらに外国人の場合には外務省、各国大使館、日本赤十字社等を通じて働きかけます。

(2) 生前資料の種類

- ① 歯科診療録（カルテ）
- ② 口腔内写真（前歯部の補綴物、歯列の状態を含む）
- ③ 顔写真
- ④ エックス線写真（パノラマ写真、デンタル写真、CT 等）
- ⑤ 歯列模型（補綴診断用模型、平衡模型、顎態模型、作業用模型等）
- ⑥ 歯科健診票（学校健診、事業所健診、住民健診、母子健康手帳等）
- ⑦ 歯科技工指示書（補綴物の種類、材料、設計等）
- ⑧ 家族、友人の証言（歯、補綴物の特徴）
- ⑨ その他

(3) 入手方法、経路

- ① IT 関連機器（インターネット通信等）を利用
- ② ファクシミリ通信を利用
- ③ 遺族が直接持参
- ④ 警察関係者が持参
- ⑤ 担当歯科医が電話で説明
- ⑥ 遺族、知人が口頭で説明

(4) 整理と保管

収集した生前資料は、全て警察の管理下に置かれていますが、内容が警察関係者には理解しにくい場合がありますので、分類・整理にあたり、専従の歯科医師が必要となります。また、他人の資料と混同しないよう名前を明記した封筒に個別に保管し、使用する際には可能な限りコピーして用い、紛失を防止すべきでしょう。

(5) 生前記録の作成

収集した生前資料をもとに、経時的変化を考慮し生前のデンタルチャートを作成します。修復の方法、材料の種類等、確実に判明していることのみ記入し情報のない歯の所見については、「情報なし」と記入します。

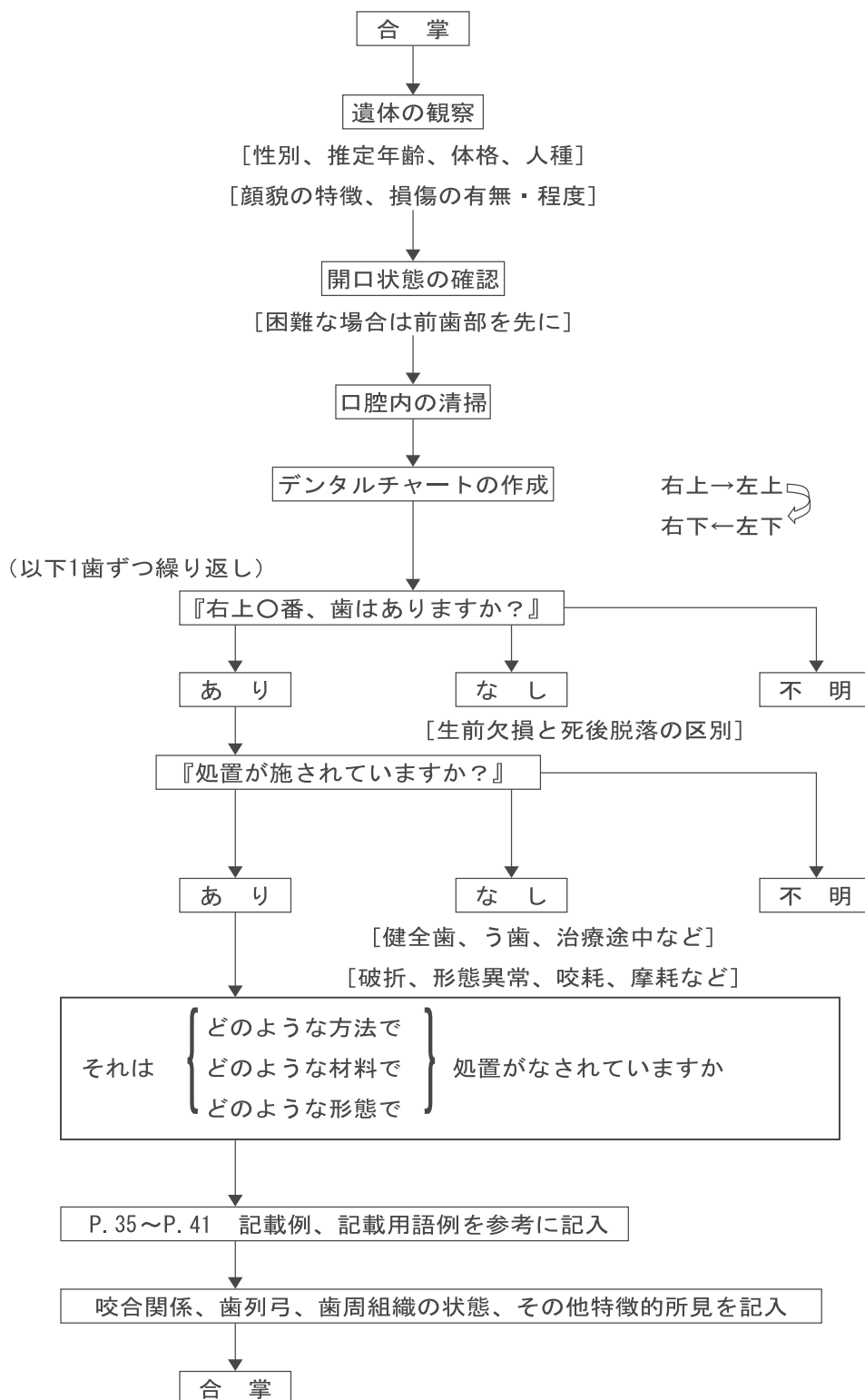
2) 死後記録の採取と整理

遺体収容所に出動した歯科医師は、デンタルチャートの作成、写真撮影、エックス線写真撮影、また場合によっては印象採得による歯列模型作製等の死後記録を採取し、必要な時にいつでも取り出せるように分類・整理する必要があります。

(1) 作業時の留意事項

- ① 検死の前後には遺体に合掌し、礼を失することのないようにします（遺体への敬意と遺族の心情への配慮を常に念頭において作業に従事します）。
- ② 歯科医師2名によるダブルチェックシステムとします（検査者と記録者になりますが、所見採取後にはその役割を交代し、今一度所見を確認して、誤記を防ぎます）。
- ③ 検査の手順や歯科所見の読み上げ方を事前に打ち合わせます（検査者の所見の読み違いや、記録者の聞き違いを防ぎます）。
- ④ 照明器具による十分な採光のもとに行います（光源の保持者を配する等、十分な採光が正しい所見をとることにつながります）。
- ⑤ 検査者は感染防止のため、必ずゴム手袋を着用します（遺体からの感染を防ぐため、検査時は必ず着用し、記録時ははずします）。
- ⑥ 開口不能時でも口角部等の切開を行ってはいけません（無理な開口による歯や顎骨の死後損傷にも注意が必要です）。
- ⑦ 口腔内が汚れている遺体は清掃してから検査を行います（歯ブラシ等で汚れを落とし、ガーゼ等で水分を除去してから行うようにします）。
- ⑧ 疑わしい場合は断定せず、ありのままを記載します（判断できない場合は、状態の記載にとどめるか、身元確認班の責任者または大学の専門家に相談するようにします）。
- ⑨ 歯冠色の材料による充填や修復に注意します（とくに歯頸部や裂溝へのレジジン充填を見落とさないようにします）。
- ⑩ すべての歯の所見欄に空欄がないようにします（確認できたことを記載し、不明の場合は「不明」とします）。
- ⑪ 遺体の掛け持ちをせず、一体一体個別に実施して、他の遺体の歯科所見と混同しないように注意します。
- ⑫ 脱落の恐れのある歯等については防止措置をとります。
- ⑬ 特徴的な所見や、治療した地域、歯科診療所、歯科技工所等が推測できる所見を発見した場合は、速やかに警察に報告します。

(2) 具体的手順 (図3)



(3) 標準記号（略号）の使用

標準記号（略号）の使用は照合作業・広域捜査・歯科所見のデータベース化に必要となります。したがって、特に多数の身元不明死体が発生した場合に、現場で確認作業にあたる歯科医師にはデンタルチャート作成のためにも、標準用語を用いるようにオリエンテーションを行う必要があります。

推奨される標準用語ならびにその記載例を資料集(P. 35～41)に掲載します。

(4) 写真撮影

身元確認のための死後記録の中で、客観的かつ正確という点において、写真、エックス線写真、歯列模型が極めて優れています。設備機器の具備状況等で、これらの資料を残すことが困難な場合も考えられますが、正確な記録を得る努力を怠ってはいけません。

遺体の口腔内写真は、直接遺体を見ていない歯科医師でも、硬組織、軟組織ともにその色調、形、大きさ、処置内容等のある程度把握することができます。また、検死を担当した歯科医師が肉眼的な観察によって得た内容を裏付けると共に、明確に記録することができます。さらには、生前の口腔内写真がカルテとともに保存されている可能性は高く、それらとの照合に利用すれば、極めて高い確率で身元確認が期待され、特に近年ではデジタルカメラの有効性が高く評価されています。

① デジタルカメラの有用性

- ・ 軽量、安価
- ・ 記録の管理が容易で場所をとらない
- ・ メディアを選べば、続けて多数の撮影と保存が可能である
- ・ 現像処理が不要である
- ・ 撮影直後から観ることが容易で、インターネットを通じて転送が可能である

②撮影部位

ア) 上下顎歯列正面観・左右側側面観・咬合面観

閉口時の正面1枚、左右側側面各1枚、上顎歯列咬合面1枚、下顎歯列咬合面1枚の計5枚が基本となり、その他特徴ある所見は全て撮影します。



上顎歯列咬合面観



右側側面観



正面観



左側側面観



下顎歯列咬合面観

イ) 部分遺体（脱落歯、骨片等）

離断された状態では情報量も少なくなってくるため、脱落歯においては唇側、舌側、近心、遠心、咬合（切縁）の各面、骨片においては骨折面、さらに頭蓋骨においては縫合部を含む全ての面の写真が必要となります。

ウ) 離脱補綴物・修復物

航空機墜落事故のような極端に強い外力が加わった場合、または死後日数が経過した場合などでは、有床義歯のみならず、クラウン、ブリッ

ジ等も脱落する可能性があります。手作りの歯科補綴物だからこそ知り得る特性を、身元確認に有効活用するために記録として残します。その際、採取した場所、日時等も明確に記録する必要があります。

エ) その他

災害現場、身元確認作業現場風景などを写真撮影することは、現場に居合わせた状況を他の歯科医師に伝えるためにも必要です。正確な記録を残し、身元確認作業を理解してもらうための現場写真は是非とも必要です。ただし撮影に際しては、撮影担当者を決めると共に、必ず現場責任者の了解を得てから行って下さい。

③注意事項

- ア) 多数遺体を撮影する場合、検視カード等を写しこみ、写真上で個々の遺体の識別が可能になるような配慮が必要です。
- イ) 遺体写真の取り扱いには十分な配慮が必要です。身元確認あるいは学術的な目的で使用する以外、第三者の目に触れないようにします。
- ウ) 現場撮影の際、遺族やその関係者への心情を配慮して、いたずらに刺激するような言動は慎まなければなりません。
- エ) 特に犯罪性のある事件の場合には、捜査員の顔がわかるような撮影はしないようにします。

(5) エックス線写真撮影

情報量の多さという点で極めて重要な資料となります。歯根の形態、根管充填の状態、埋伏歯の有無等、肉眼所見では得られない数多くの身元確認の決め手になる情報を提供してくれます。また、警察関係者、遺族等への説明の際にも、理解を得るために有効な資料となり、さらに検査結果の再確認が容易にできるという特長があります。

①種類とその特徴

- ア) 携帯用デンタルエックス線写真撮影装置（アナログ、デジタル）
- イ) 可動型横臥位パノラマエックス線写真撮影装置（アナログ、デジタル）

ア) 携帯用デンタルエックス線写真撮影装置の比較

	アナログ	デジタル
操作性	日常の診療で使用しているので、操作性にはほとんど問題はない。	撮影自体はアナログとほとんど同じだが、画像の処理に基礎的なパソコンの知識が必要。
現像処理	必要	不要
必要な関連機材	現像用の機材、水周り	パソコン
保存機能	フィルムの保存管理が煩雑で手間がかかる。	メディアを選べば多数例の保存が可能、手間がかからない。
X線照射量	約155 μ c/kg D感度フィルムによる上顎大臼歯撮影時	アナログフィルムの1/6～1/8量

イ) 可動型横臥位パノラマエックス線写真撮影装置の比較

	アナログ	デジタル
操作性	遺体は横臥位であるため、習熟に多少の経験が必要となる。	アナログと同様の習熟に加えて、パソコンの基礎的な知識が必要である
現像処理	必要	不要
必要な関連機材	現像用の機材	パソコン
保存機能	フィルムの保存管理が煩雑で手間がかかる。	保存管理は容易で、多数例の情報を管理できる。

②撮影部位

デンタル撮影においては、原則として全顎を撮影します。特徴ある所見を有する部位はそれ以外に咬翼法、偏心投影法等も利用して詳細に記録を残します。脱落歯の場合は、照射時間を調整する必要があります。時には、デンタル撮影装置を利用して、パノラマフィルムや咬合型フィルム上に顎骨骨体部を撮影することも有効です。ただし、その場合はコーンを外して撮影するため、エックス線の防護には十分な配慮が必要となります。

③注意事項

ア) 日常から使い慣れているため、とかくおろそかになりがちですが、エックス線の防護には十分な注意が必要です。検死を担当する歯科医師のみならず、周囲の警察関係者や遺族などへの配慮を忘れないようにします。

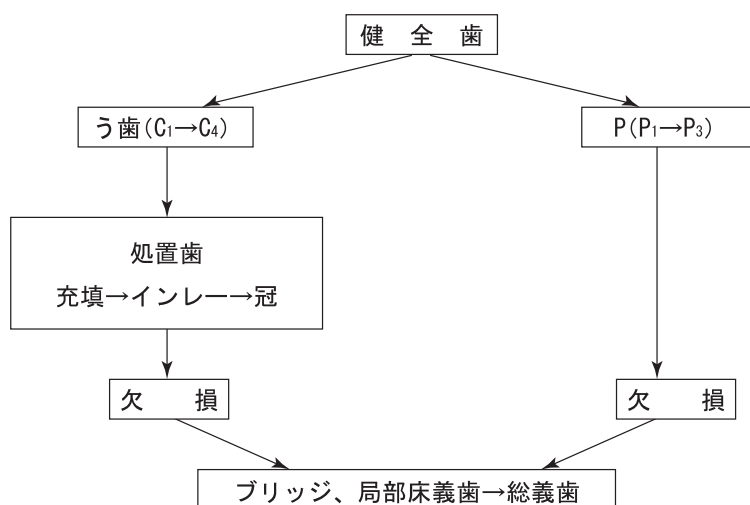
- イ) 生前資料の中にエックス線写真がある場合は、エックス線主線が同じ方向になるように照射し、フィルムの黒化度も近づけるように努力します。
- ウ) 撮影フィルム（画像）には、遺体番号、日付等を写し込み、フィルムごとに区別が明確になるようにします。
- エ) 可能であれば、保存用と貸し出し用の2枚を撮影しておきます。

3) 照合

生前記録と死後記録を比較、照合することにより、身元確認を行います。生前と死後の記録が全て一致すれば、同一人物だと断定できますが、一部不一致であっても、時間的な経過、他院での処置等を考慮に入れて矛盾がない場合は、同一人物の可能性が極めて高くなります。いずれの場合も最終的な結論を出すまでには、複数の歯科医師による慎重な協議が必要です。具体的な方法に関しては、それぞれの現場で最善の方法を考え出して実行していくことになります。

(1) 照合時の注意事項

- ① 歯科診療録（カルテ）を見るときには、記入間違い、記入漏れのある可能性、複数の歯科医療機関で治療を受けた可能性、疾病の進行程度、治療後の自然脱落、矯正治療のための便宜抜去（第一小臼歯、第二小臼歯等の判定）等を考慮しながら判読する必要があります。したがって、所見が一致しない場合でも、う蝕の進行および歯科治療の方向性に矛盾がなければ、同一人であると判断されることもあります（P. 24／図4参照）。
- ② 記録を単純に比較するばかりでなく、自己の持つ歯科医学的知識を総合的に駆使することが大切です。また、必ず複数の歯科医師で照合結果を検討することが必要です。
- ③ 多数遺体の照合作業を行う場合には、生前記録と死後記録の双方を予め「乳歯列」「混合歯列」「永久歯列（有床義歯あり・なし）」「無歯顎」等に分類してから開始するとよいでしょう。
- ④ 遺族や報道機関への発表は警察が行います。個人的な発言は控えるようにします。



(図4) う蝕の進行および歯科治療の方向性

(2) 照合内容の記載

生前記録と死後記録の内容で、重要かつ特徴的と思われる所見を「照合結果報告書」用紙に記載し、身元確認の根拠となりうる所見を明確にします。それらの所見を「一致」、「同一人として矛盾しない不一致」、「同一人として矛盾する不一致」、「判定不能」のいずれかに該当するかを判断し、判定結果を明記します。ただし、判定が困難である場合は断定せずに不明とし、ありのままに記載します。

照合結果報告書

遺体番号

遺体番号の死後記録と該当者の歯科所見による生前記録を照合した結果は以下の通りである。

(1) 生前所見

資料提供者：_____ 歯科医師

カルテ、エックス線写真(デンタル・パノラマ)、歯科技工指示書、その他 ()

								(上)								
8	7	6	5	4	3	2	1		1	2	3	4	5	6	7	8
			E	D	C	B	A		A	B	C	D	E			
(右)																(左)
			E	D	C	B	A		A	B	C	D	E			
8	7	6	5	4	3	2	1		1	2	3	4	5	6	7	8
								(下)								

(2) 死後所見

判定									上								判定
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----

8	7	6	5	4	3	2	1		1	2	3	4	5	6	7	8
			E	D	C	B	A		A	B	C	D	E			
(右)																(左)
			E	D	C	B	A		A	B	C	D	E			
8	7	6	5	4	3	2	1		1	2	3	4	5	6	7	8

判定									下								判定
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----

(3) 照合結果

特記事項

○印 一致 _____ 箇所
 △印 同一人として矛盾しない不一致 _____ 箇所
 ×印 同一人として矛盾する不一致 _____ 箇所
 -印 判定不能 _____ 箇所

(4) 結論

年 月 日

検査歯科医師 住所 _____

氏名 _____

印

社団法人 日本歯科医師会

4) 再確認と最終判定

照合の結果、生前記録と死後記録が一致した場合、あるいは一部が一致しなくても、歯科治療の方向性に矛盾がない場合は、身元は確認されたとと言えます。ただし、間違いが許されない身元確認だけに、この段階で、さらにもう一度、遺体と生前記録を直接照合してみる等の再確認を、死後記録の採取を行った者とは異なる歯科医師によって行います。

以上の結果をさらに複数の歯科医師で最終的に協議し、判定を下します。

5) 事後措置

(1) 遺族への説明

身元確認の根拠に関する説明を遺族から求められた場合には、警察関係者と連携し、警察関係責任者の立会いのもとに行います。一般の方にも理解できるよう、専門用語を用いるのではなく、わかりやすい言葉で説明します。

(2) 鑑定書の作成

鑑定とは「第三者に行わせる特別の知識経験に属する法則またはこれにもとづく具体的事実の判断の報告である。(団藤重光・刑訴法綱要より)」と定義されています。裁判所が学識経験のあるものに命じて行う場合や、検察官、検察事務官、司法警察員が犯罪捜査上必要があると判断して被疑者以外の者に、囑託する場合等があり、それぞれ刑事訴訟法第165条及び第223条に基づき行われ、文書によって依頼されます。(P. 41「鑑定囑託書(例)」参照)

こうした依頼がなされた場合には、簡潔で平易に記載された鑑定書によって回答しなければならないと同時に、何時でも法廷に立つ心構えが必要となります。

鑑定書の様式については法令で規定されたものではありませんが、鑑定書の記載例を P. 42、43に示します。

(3) その他

一連の身元確認作業を通じて得た教訓、反省事項を記録にとどめることは、今後の貴重な参考資料となります。

また、生前資料を提供して下さった医療機関等の関係者、そして身元確認作業のために出動いただいた関係歯科医師への感謝の念を忘れないようにしたいものです。

なお、報道機関等への対応は、警察(現地対策本部等)が行うことから、歯科医師による個別対応は行わないようにします。

4. DNA 鑑定

最近では、少量の血液・体液や毛髪などから遺伝子の本体である DNA (Deoxy-ribo Nucleic Acid、デオキシリボ核酸) を抽出して、個人を識別する DNA 鑑定法が注目を集めています。血液型鑑定との併用で、個人識別が高率に可能になり、究極の個人識別法と言われています。

しかしながら、DNA 鑑定は新しい技術を使った方法であるので、その利点と欠点について十分検討を加えることが必要です。そこで、①再現性が高いかどうか、②突然変異の可能性などについても検討しなければなりません。

1985年にイギリスのジェフリーズにより、「DNA フィンガープリント法」が発表され、また、この年に PCR 法 (Polymerase Chain Reaction 法) も発表され、法医学領域での DNA 鑑定が新展開しました。「DNA フィンガープリント法 (マルチローカスプローブ)」は、多数のバンドが検出されるので、肯定や否定の確度が高率であり、現在でも親子鑑定に有用です。しかし、現在では刑事関係の事件で「DNA フィンガープリント法」が選択されることは殆どなくなりました。

一方、PCR 法を用いた DNA 検査法は、試料が微量・陳旧な場合にも有効であり、分析結果の再現性が良く、結果の数値化が可能であり、従ってコンピュータ検索も可能であるので、刑事関係の事件で応用範囲が広がっており、個人識別にも用いられています。

以前には PCR 法を用いたドットプロット法 (HLA-DQ α 型、PM 型など) が用いられたこともありますが、現在では用いられていません。D1S80 (MCT118) 型は16塩基の繰り返し構造を判定していますが (ミニサテライトという)、試料が死後変化により腐敗してくると DNA が劣化し、短い DNA しか得られないので、より短い繰り返し構造のマイクロサテライトが注目されています。その理由としては、死後変化が進行したケースでも検査可能であることとシーケンスが容易であることによります。殺人事件の時効 (25年) 以上経過した血痕などからも型判定が可能です。

現実には STR (Short Tandem Repeat) 型のうち、4塩基繰り返し構造を判定する方法が実用化されています。TH01 (Human tyrosine hydroxylase gene) 型を初め、D8S1179、D21S11、D7S820、CSF1PO (Human c-fms proto-oncogene for CSF-1 receptor gene)、D3S1358、D13S317、D16S539、D2S1338、D19S433、vWA (Human von Willebrand factor gene)、TPOX (Human thyroid peroxidase gene)、D18S51、D5S818、FGA (Human alfa fibrinogen) の15種に加えて

XY による性別判定を行なっています。このような STR を15種検査すると、 10^{20} 分の1程度まで区別することができます。地球には約60億人位の人間しか住んでいませんので、一卵性の双生児（DNA は一致）以外は確実に区別できることになります。

鑑定や検査を評価するには、①試料の採取が適切であったか、②方法が適切であったか、③結果に対する考察が適切であるか、④再鑑定・検査が可能であるか、について検討する必要があります。DNA 型検査を含む先端的な技術では、いつでも、どこでも、他の専門家が施行しても正しい結果が得られるかということについて、十分な科学的根拠があるかどうかの問題であり、再鑑定に備えて鑑定試料を保存することは鑑定人に課せられた命題であります。

<Ⅲ> 資 料

1. 関係機関

1) 警察庁、各都道府県警察本部

管轄	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
	警 察 庁	100-8974	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	03-3581-0141
	警 視 庁	100-8929	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号	03-3581-4321
北海道警察本部	函館方面本部	060-8520	札幌市中央区北二条西7丁目	011-251-0110
	旭川方面本部	040-8511	函館市五稜郭町15番5号	0138-31-0110
	釧路方面本部	078-8511	旭川市一条通25丁目487番地の6	0166-35-0110
	北見方面本部	085-8511	釧路市黒金町10丁目5番地1	0154-25-0110
	北見方面本部	090-8511	北見市青葉町6番1号	0157-24-0110
東北管区警察局	東北管区警察本部	980-8408	仙台市青葉区本町3丁目3番1号	022-221-7181
	青森県警察本部	030-0801	青森市新町2丁目3番1号	017-723-4211
	岩手県警察本部	020-8540	盛岡市内丸8番10号	019-653-0110
	宮城県警察本部	980-8410	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-7171
	秋田県警察本部	010-0951	秋田市山王4丁目1番5号	018-864-1111
関東管区警察局	山形県警察本部	990-8577	山形市松波2丁目8番1号	023-626-0110
	福島県警察本部	960-8686	福島市杉妻町2番16号	024-522-2151
	関東管区警察本部	330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-6000
	茨城県警察本部	310-8550	水戸市笠原町978番6	029-301-0110
	栃木県警察本部	320-8510	宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-621-0110
中部管区警察局	群馬県警察本部	371-8580	前橋市大手町1丁目1番1号	027-243-0110
	埼玉県警察本部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-832-0110
	千葉県警察本部	260-8668	千葉市中央区市場町1番2号	043-227-9131
	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2丁目4番地	045-211-1212
	新潟県警察本部	950-8553	新潟市中央区新光町4番地1	025-285-0110
近畿管区警察局	山梨県警察本部	400-8586	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-235-2121
	長野県警察本部	380-8510	長野市大字南長野字幅下692番地の2	026-233-0110
	静岡県警察本部	420-8610	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110
	中部管区警察本部	460-0001	名古屋市中区3の丸2丁目1番1号	052-951-6000
	富山県警察本部	930-8570	富山市新総曲輪1番7号	076-441-2211
中国管区警察局	石川県警察本部	920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110
	福井県警察本部	910-8515	福井市大手3丁目17番1号	0776-22-2880
	岐阜県警察本部	500-8501	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-271-2424
	愛知県警察本部	460-8502	名古屋市中区3の丸2丁目1番1号	052-951-1611
	三重県警察本部	514-8514	津市栄町1丁目100番地	059-222-0110
四国管区警察局	近畿管区警察本部	540-0008	大阪府中央区大手前2丁目1番22号	06-6944-1234
	滋賀県警察本部	520-8501	大津市京町4丁目1番2号	077-522-1231
	京都府警察本部	602-8550	京都市上京区下立売通釜座東入藪之内町85の3・4番地	075-451-9111
	大阪府警察本部	540-8540	大阪府中央区大手前3丁目1番11号	06-6943-1234
	兵庫県警察本部	650-8510	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	078-341-7441
九州管区警察局	奈良県警察本部	630-8578	奈良市登大路町80	0742-23-0110
	和歌山県警察本部	640-8588	和歌山市小松原通1丁目1番地1号	073-423-0110
	中国管区警察本部	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号	082-228-6411
	鳥取県警察本部	680-8520	鳥取市東町1丁目271番地	0857-23-0111
	島根県警察本部	690-8510	松江市殿町8番地1	0852-26-0110
九州管区警察局	岡山県警察本部	700-0824	岡山市内山下2丁目4番6号	086-234-0110
	広島県警察本部	730-8507	広島市中区基町9番42号	082-228-0110
	山口県警察本部	753-8504	山口市滝町1番1号	083-933-0110
	四国管区警察本部	760-0008	高松市中野町19番7号	087-833-2111
	徳島県警察本部	770-8510	徳島市万代町2丁目5-1	088-622-3101
九州管区警察局	香川県警察本部	760-8579	高松市番町4丁目1番10号	087-833-0110
	愛媛県警察本部	790-8573	松山市南堀端町2番地2	089-934-0110
	高知県警察本部	780-8544	高知市丸ノ内2丁目4番30号	088-826-0110
	九州管区警察本部	812-8573	福岡市博多区東公園7番7号	092-622-5000
	福岡県警察本部	812-8576	福岡市博多区東公園7番7号	092-641-4141
九州管区警察局	佐賀県警察本部	840-8540	佐賀市松原1丁目1番16号	0952-24-1111
	長崎県警察本部	850-8548	長崎市万才町4番8号	095-820-0110
	熊本県警察本部	862-8610	熊本市水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
	大分県警察本部	870-8502	大分市大手町3丁目1番1号	097-536-2131
	宮崎県警察本部	880-8509	宮崎市旭1丁目8番28号	0985-31-0110
九州管区警察局	鹿児島県警察本部	890-8566	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-206-0110
	沖縄県警察本部	900-0021	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-862-0110

2) 各都道府県、警察歯科組織

歯科医師会名	警 察 歯 科 組 織 名
北 海 道	北海道警察歯科協力医会
青 森 県	青森県警察歯科協力医会
岩 手 県	社団法人岩手県歯科医師会警察歯科委員会
秋 田 県	秋田県警察歯科医会
宮 城 県	宮城県歯科医師会警察歯科医会
山 形 県	山形県警察歯科医会
福 島 県	社団法人福島県歯科医師会警察歯科医部会
茨 城 県	茨城県警察歯科医会
栃 木 県	栃木県歯科医師会警察協力会
群 馬 県	群馬県歯科医師会企画調査委員会警察歯科災害対策室
千 葉 県	災害対策警察歯科委員会
埼 玉 県	埼玉県警察協力医会
東 京 都	東京都警察歯科医会
神 奈 川 県	神奈川県警察歯科医会
山 梨 県	山梨県歯科医師会警察歯科医会
長 野 県	社団法人長野県歯科医師会警察協力歯科医会
新 潟 県	新潟県警察歯科医会
静 岡 県	静岡県歯科医師会警察歯科医会
愛 知 県	愛知県警察歯科医会
三 重 県	三重県警察医会
岐 阜 県	岐阜県警察歯科医会
富 山 県	富山県警察法歯学協力医連絡協議会
石 川 県	石川県歯科医師会警察協力医会
福 井 県	福井県警察歯科医会
滋 賀 県	警察協力歯科医委員会
和 歌 山 県	和歌山県警察歯科医会
奈 良 県	奈良県警察協力歯科医会
京 都 府	京都府歯科医師会警察歯科部
大 阪 府	警察歯科対策推進室
兵 庫 県	兵庫県警察歯科医会
岡 山 県	岡山県警察歯科医会
鳥 取 県	鳥取県警察協力歯科医会
広 島 県	広島県警察歯科医会
島 根 県	島根県警察歯科医会
山 口 県	山口県歯科・警察連絡協議会
徳 島 県	徳島県「警察・医師会・歯科医師会」連絡協議会
香 川 県	香川県警察医会
愛 媛 県	愛媛県警察歯科医会
高 知 県	高知県警察・高知県歯科医師会連絡協議会
福 岡 県	福岡県警察歯科医会
佐 賀 県	佐賀県警察法歯学連絡協議会
長 崎 県	長崎県警察嘱託歯科医会
大 分 県	大分県警察嘱託歯科医会
熊 本 県	熊本県警察歯科医会
宮 崎 県	宮崎県警察歯科医会
鹿 児 島 県	鹿児島県歯科医師会警察協力医会
沖 縄 県	沖縄県歯科医警察協力会

2. デンタルチャート

デンタルチャート (死後記録)

遺体番号		検査場所		検査日時	年 月 日 時 分
遺体状況	☐ 上下顎 ☐ 上顎のみ ☐ 下顎のみ ☐ その他	所轄警察署	警察署	参考資料	☐ 口腔内写真 (枚) ☐ X線写真 (デンタル 枚) (パノラマ 枚) ☐ 歯列模型の作成

上顎

_____ 1		1 _____
_____ 2		2 _____
_____ 3		3 _____
_____ 4		4 _____
_____ 5		5 _____
_____ 6		6 _____
_____ 7		7 _____
_____ 8		8 _____

右 左

_____ 8		8 _____
_____ 7		7 _____
_____ 6		6 _____
_____ 5		5 _____
_____ 4		4 _____
_____ 3		3 _____
_____ 2		2 _____
_____ 1		1 _____

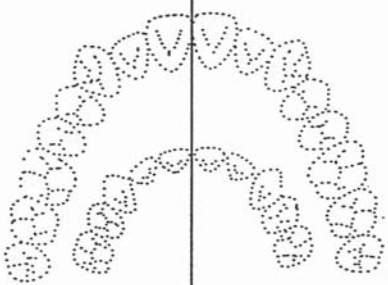
下顎

所見・特記事項：	住 所：
	歯科医師名： (印) TEL ()
	住 所：
	歯科医師名： (印) TEL ()
	立会い警察官名：

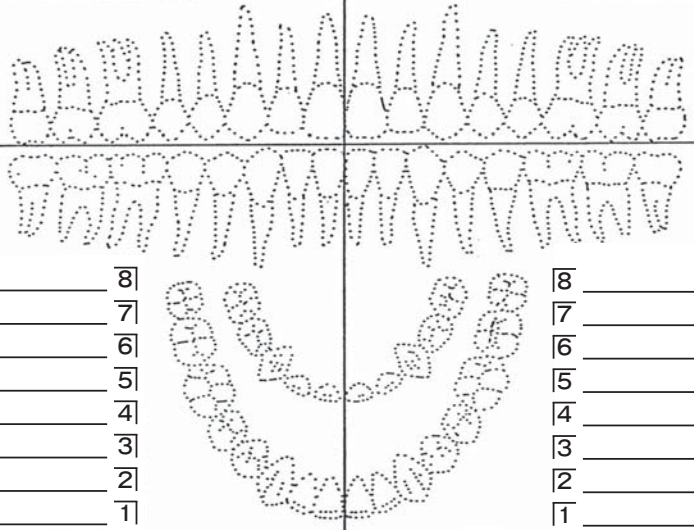
デンタルチャート (生前記録)

ファイル番号				記入日	年	月	日
患者氏名		性別	男・女	参 考 資 料			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)			☐ 歯科診療録 ☐ 口腔内写真 (枚) ☐ デンタル写真 (枚) ☐ パノラマ写真 (枚) ☐ その他			
住 所	TEL ()						
通 院 期 間							

上 顎

1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8

右 左

8		8
7		7
6		6
5		5
4		4
3		3
2		2
1		1

下 顎

所見・特記事項：	資料提供	医療機関名：
		歯科医師名：
		TEL ()
	記入	住 所：
	歯	歯科医師名：
	科	TEL ()
	医	
	師	住 所：
		歯科医師名：
		TEL ()

社団法人 日本歯科医師会

3. デンタルチャートの作成

デンタルチャート (死後記録)

遺体番号	A-001	検査場所	○×体育館	検査日時	平成○○年○○月○○日○○時○○分
遺体状況	☒ 上下顎 ☐ 上顎のみ ☐ 下顎のみ ☐ その他	所轄警察署	○○警察署	参考資料	☒ 口腔内写真 (5枚) ☒ X線写真 (デンタル 10枚) (パノラマ 0枚) ☐ 歯列模型の作成

レジン前装鑄造冠(銀色・根充)	1		1 金属焼付陶材冠	} Br } Br
レジン前装鑄造冠(インプラント)	2		2 欠損(ボンティック)金属焼付陶材冠	
仮封材 (白色)	3		3 金属焼付陶材冠	
インレー窩洞 (OD)	4		4 アマルガム充填(0)頬側転位	
支台築造 (銀色)	5		5 インレー (OD 銀色)	
C ₃	6		6 4/5冠 (銀色)	
C ₂	7		7 全部鑄造冠 (銀色)	
埋伏歯	8		8 欠損	
欠損	8		8 半埋伏歯	} Br } Br
欠損(義歯・レジン歯)	7		7 全部鑄造冠 (金色)	
欠損(義歯・レジン歯)	6		6 欠損(ボンティック)(金色)	
根面板(義歯・レジン歯)	5		5 全部鑄造冠 (金色)	
健全歯	4		4 健全歯	
欠損 (死後脱落)	3		3 レジン充填 (ML・B)	
歯牙破折	2		2 健全歯	
歯牙破折	1		1 健全歯	

所見・特記事項： ・下顎骨骨折が認められる ・21は歯冠中央部より破折している ・3は脱落し歯槽窩が認められる ・5は残根上義歯で根面板が装着されている ・2はスクリータイプインプラントが埋入されており、レジン前装鑄造冠が装着されている ・3は仮封材が認められ、治療途中と思われる ・54は修復物の脱落と思われる ・8は埋伏している ・4は頬側に転位している	住 所：○○市○○町○○番地 歯科医師名：○○○○○ (印) TEL○○○ (○○○) ○○○○
	住 所：○○市○○町○○番地 歯科医師名：○○○○○ (印) TEL○○○ (○○○) ○○○○
	立会い警察官名：○○○○○

社団法人 日本歯科医師会

デンタルチャート (生前記録)

ファイル番号	B-001		記入日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
患者氏名	〇 〇 〇 〇	性別	①男・女	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)			
住 所	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地 TEL〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇			
通院期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日			
			参 考 資 料	
			☒ 歯科診療録 ☐ 口腔内写真 (枚) ☒ デンタル写真 (10枚) ☐ パノラマ写真 (枚) ☐ その他	

レジン前装鑄造冠(根充) 1		1 レジン充填
レジン前装鑄造冠(根充) 2		2 健全歯
健全歯 3		3 健全歯
健全歯 4		4 アマルガム充填
全部鑄造冠 (Pd) 5		5 インレー (Pd)
アマルガム充填 6		6 インレー (Pd)
健全歯 7		7 全部鑄造冠 (Pd)
埋伏歯 8		8 C ₃
右	左	
欠損 8		8 欠損
欠損(義歯・レジン歯) 7		7 C ₂
欠損(義歯・レジン歯) 6		6 欠損
全部鑄造冠 (Pd・根充) 5		5 C ₂
健全歯 4		4 健全歯
健全歯 3		3 レジン充填 (B)
健全歯 2		2 健全歯
健全歯 1		1 健全歯
	下顎	

所見・特記事項： ・診療録より $\frac{7}{5} \neq \frac{8}{57}$ 残存を確認 ・8はエックス線写真により埋伏が確認される ・2 1 は根充剤がエックス線写真により確認される ・5は根充剤がエックス線写真により確認される	資料提供	医療機関名： 〇 × 歯科医院 歯科医師名： 〇 〇 〇 〇 TEL〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	記入 歯 科 医 師	住 所：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地
		歯科医師名： ①
		TEL〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	住 所：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地	
	歯科医師名： ①	
	TEL〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	

社団法人 日本歯科医師会

4. 歯科所見の名称（略号を含む）

特に処置内容の記入に際し、現場では時間的な制約もあり（ ）内の略号を使用してかまいませんが、最終報告書には標準用語（学術用語）に置き換えて使用して下さい。

< 歯の状態 >

○形態

- ・治療痕なし
- ・健全歯
- ・C
- ・咬耗
- ・磨耗
- ・楔状欠損（WSD）
- ・結節（切歯・中心・カラベリ・臼旁・臼後）
- ・残存歯
- ・巨大歯
- ・矮小歯
- ・円錐歯
- ・癒合歯
- ・癒着歯
- ・エナメル質形成不全
- ・歯牙破折
- ・斑状歯
- ・過剰歯

○位置

- ・捻転
- ・転位
- ・傾斜
- ・叢生
- ・埋伏（水平・完全・半）
- ・歯間離開

○処置

・歯冠修復

充填

- アマルガム充填（AF）
- セメント充填（CF）
- レジン充填（RF）
- グラスアイオノマー充填（GCF）
- 予防填塞（シーラント）

インレー（In）

3／4冠（3／4CK）

4／5冠（4／5CK）

全部鑄造冠（FCK）

帯環金属冠

嚙面圧印冠（MK）

嚙面充実冠（PK）

嚙面鑄造冠（CCK）

開面金冠

ジャケット冠（JK）

・欠損

ブリッジ（Br）

ポンティック（P）

・有床義歯

全部床義歯（FD）

局部床義歯（PD）

人工歯

レジン歯

陶歯

金属歯

維持・連結装置

鑄造鉤

線鉤

バー

補強線

フック

スパー

前装鑄造冠（前装 CK）
 金属焼付陶材冠（MB）
 支台築造
 継続歯（SK）
 暫間被覆冠（Tek）
 連結歯
 コーヌス冠

アタッチメント
 レジン床義歯
 金属床義歯
 ・インプラント
 スクリュータイプ
 ブレードタイプ
 シリンダータイプ

●色調

金色
 銀色
 歯牙色
 黒色

●部位

咬合面 (O)
 唇（頬）側面 (B)
 口蓋面 (P)
 舌側面 (L)
 近心面 (M)
 遠心面 (D)

< 歯列咬合の状態 >

○形態

- ・ 狭窄歯列弓
- ・ V 字歯列弓
- ・ 鞍状歯列弓
- ・ 空隙歯列弓

○咬合関係

- ・ 開咬
- ・ 交叉咬合
- ・ 切端咬合
- ・ 上・下顎前突
- ・ 反対咬合
- ・ 過蓋咬合

< 軟組織の状態 >

- ・ 歯肉退縮
- ・ 歯肉肥厚
- ・ 色素沈着

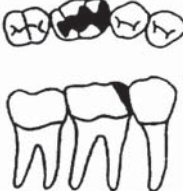
- ・ 口唇裂
- ・ 手術痕

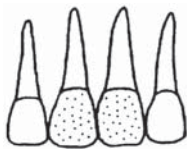
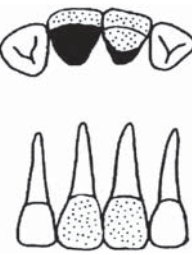
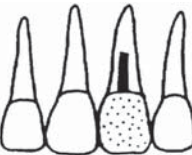
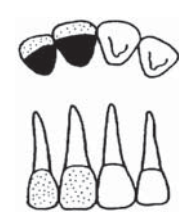
< その他 >

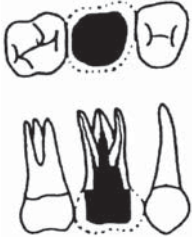
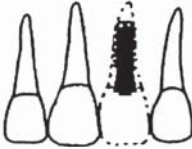
- ・ 歯根嚢胞
- ・ 外歯瘻・内歯瘻
- ・ 脱落
- ・ 口蓋裂
- ・ 暫間固定（Tfix）

- ・ 骨折
- ・ 骨隆起
- ・ 歯石沈着
- ・ ピンク歯
- ・ 変色歯
- ・ 矯正装置
- ・ 唇側矯正装置
- ・ 舌側矯正装置
- ・ 床矯正装置

5. 用語、略号の記載例

種 目	記録例	備 考	記載用語(略号)例など
健 全 歯		歯冠・歯根を実線で記入する(エックス線写真により歯根外形が判明した場合は実線で図示する)。	健全歯。但し着色や歯石の沈着等により必ずしも「健全」と言いきれない場合には「治療痕なし」、「残存歯」といった表記で良い。
う 蝕		う蝕部位を実線で囲み、黒く塗りつぶす。	C
充 填 物		アマルガム充填は黒く塗りつぶし、その他の歯冠色充填物は点で記入する。修復歯面や色も記入する。	アマルガム充填(AF(O)) レジン充填(RF(MP))
仮 封 材		網目で記入する。	仮封材
インレー		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は黒く塗りつぶす。修復歯面や色も記入する。	インレー (In(MO・金色))
全部鑄造冠		金属部分を黒く塗りつぶす。色も記入する。	全部鑄造冠 (FCK(銀色))

種 目	記録例	備 考	記載用語(略号)例など
ジャケット冠		歯冠色部分は点で記入する。	ジャケット冠 (JK) レジンジャケット冠 (RJK、HJK) ポーセレンジャケット冠 (ポーセレン JK)
金属焼付陶材冠		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は黒く塗りつぶす。色も記入する。	金属焼付陶材冠 (MB)
継 続 歯		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は黒く塗りつぶす。色も記入する。	継続歯 (SK) レジン継続歯(レジン SK) ポーセレン継続歯 (ポーセレン SK)
前装鑄造冠		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は黒く塗りつぶす。色も記入する。	レジン前装鑄造冠 (前装 CK)
暫間被覆冠		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は黒く塗りつぶす。	暫間被覆冠 (Tek)

種 目	記録例	備 考	記載用語(略号)例など
支 台 築 造		金属部分は黒く塗りつぶし、レジンは点で記入する。ピンや根充材があれば黒で記入する。	支台築造
ブ リ ッ ジ		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は塗りつぶす。欠損部位は「ポンティック」とし、色も記入する。	ブリッジ (Br)
インプラント		金属部分は黒く塗りつぶす。種類が判明すれば記入し、上部構造も記入する。	インプラント
有 床 義 歯		床外形を実線で記入し、レジン床は斜線で、歯冠色人工歯は点で、金属人工歯は黒で塗りつぶす。クラスプ・バー・アタッチメントなどの金属部分は黒く塗りつぶす。欠損部位は「欠損」とし、種類が判明すれば「レジン歯」「金属歯」と記入する。	欠損(義歯・レジン歯) (MT)

記載上の注意

- ・金属補綴物に架かるクラスプやアタッチメントはいずれも黒で塗りつぶすことから、それらの外形がわかりにくくなる。そこで、補綴物との境界に一層空白域を設けて記入する。

【死後記録】

- ・すべての欄が記入されていること。
- ・義歯・修復物の種類・材質・形態等を記入し再現する。

【生前記録】

- ・不明の場合は空欄とする。
- ・義歯・修復物の形態など不明な場合は、歯式図に記入しない。

多数の身元不明死体が収容された場合、統一された標準用語で記入するよう検査にあたる歯科医師へ事前のオリエンテーションが必要である。

6. 必要な器具・機材

1) 口腔内検査器具

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) デンタルミラー | (5) ガーゼ |
| (2) ピンセット | (6) ゴム手袋 |
| (3) 探針 | (7) 開口器 |
| (4) 歯ブラシ | (8) ペンライト |

2) 筆記具、用紙

- (1) 死後、生前記録用紙（デンタルチャート）
- (2) メモ用紙
- (3) ボールペン、鉛筆、消しゴム

3) 口腔内写真撮影用機材

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 口腔内写真用カメラ式 | (4) フィルム |
| (2) 口角鉤 | (5) スケール |
| (3) 口腔内写真用ミラー | |

4) エックス線写真撮影用機材

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) エックス線撮影装置（移動式） | (5) 現像液、定着液 |
| (2) 現像器 | (6) フィルムマウント |
| (3) 防護用エプロン | (7) シャーカステン |
| (4) フィルム | (8) クリップ |

5) 印象採得用器材

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 印象用トレー | (5) 硬石膏 |
| (2) ラバーボール | (6) バイブレーター |
| (3) スパチュラ | (7) ユーティリティワックス |
| (4) 印象材 | |

6) その他

- (1) タオル
- (2) ティッシュペーパー
- (3) 手洗い用石鹸
- (4) ファクシミリ・コピー機・掲示板・コンピュータ・電気コード

7. 鑑定嘱託書（例）

様式第2号（刑訴第223条）

平成〇〇年鑑第〇〇号

鑑 定 嘱 託 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

☆☆☆☆歯科医院
歯科医師
〇〇〇〇殿

△△△△警察署
司法警察員
警 視 ◇◇ ◇◇ 印

氏名 性別・年齢不明で、
ほぼ白骨化した成人の死体

上記の者に対する変死事案について、下記事項の鑑定を嘱託します。

記

嘱託事項

1. 鑑定資料

(1) ほぼ白骨化した下顎骨を含む頭蓋骨 1個

2. 鑑定事項

- (1) 男女の別
- (2) 推定年齢
- (3) その他歯科所見からの参考事項

以上

8. 鑑定書記載例

鑑 定 書

第1章 緒言

平成〇年〇月〇日、◇◇県警、警視 〇〇〇〇は、年齢・性別等不明で、ほぼ白骨化した成人の死体について、鑑定人 歯科医師 〇〇〇〇に対して下記の鑑定を行い、その結果を書面により提出するよう囑託した。そこで鑑定人は、これを承諾し、以来、☆☆歯科医院において、鑑定に必要な諸検査を行い、その結果に基づいて本鑑定書を作成した。

第2章 鑑定資料

1. ほぼ白骨化した、下顎骨を含む頭蓋骨1個

第3章 鑑定事項

1. 男女の別
2. 推定年齢
3. 歯の特徴
4. その他 参考事項

第4章 鑑定経過と考察

1. 頭蓋骨の外観所見

頭蓋の骨表面には、腐敗した軟部組織がいたるところで認められる。とくに上顔部では黒変した皮膚で被覆され、わずかに顔形をとどめているが、腐敗および変形のため、生前の顔貌を推定することはできない。

頭蓋腔には、腐敗した脳硬膜が緑色泥状化した脳組織とともにわずかに付着しており、強い腐敗臭を放っていた。これらの軟部組織は、骨から比較的容易に剥離し除去することができた。

しかし項平面などのいわゆる靱帯や腱付着部においては骨との固着が強靱であった。ついで軟部組織を除去し、晒し骨の状態で行った。骨表面の色は全体的に淡赤黄色を呈し、骨質は強固で指圧では容易に碎き得ない状態である。そして骨表面は滑沢であり、損壊や損傷などの所見は認められない。・・・・・・

2. 性別の判定

- 1) 頭蓋骨の形態学的検査からの性別判定

頭蓋骨全体は比較的小さいこと、前頭結節はやや発達していること、オルトメトピカ（前額部の傾斜度）はやや鉛直状を呈していること、頬骨弓幅や下顎角幅はやや狭いことなどは比較的女性骨の特徴である。しかし頭頂骨の形状、眉弓および眉間の隆起は著明に発達していることから、前額部と鼻骨との境界の角度は鋭角であること、外後頭隆起の発達程度は中等度に突隆していることから、上項線の発達もよく、乳様突起や下顎骨の形状などにも男性骨のもつ特徴が良く現れている。

・・・・・・以上、性差の特徴を表として示し、これに基づいて結果を記載する。

- 2) 歯の形態からの性別判定

歯を観ると、その大きさから男性と判断される要素が多いと思われる。すなわち、特に上顎の中切歯や犬歯にその特徴がよく現れている。・・・・・・

以上、1)～2)の成績より、資料骨の性別は男性と思われる。

3. 年齢の推定

- 1) 頭蓋縫合の融合状態からの年齢推定

縫合の融合・消失の程度は、冠状縫合では側頭部の一部に、矢状縫合では頂部の一部・矢縫部・三角部において2°の状態であった。人字縫合では三角部の一部に、鱗

状縫合ではほとんど融合は完成している。・・・・・・これらの点から、資料骨の年齢は〇〇～〇〇歳と推定される。

2) 顔面頭蓋縫合の融合状態からの年齢推定

顔面部における縫合は、比較的若年から融合が開始されるものも多く、これらの点を考慮して各縫合の状態を検査した結果、頬骨前頭縫合の一部にやや不明な点もあるが、その他いずれの縫合も開存状態であった。・・・・・・これらの点から、資料骨の年齢は〇〇歳代前半とも考えられる。

3) 骨口蓋縫合の融合状態からの年齢推定

切歯縫合の外側部では縫合の消失がみられるが、その他の部位では縫合の融合は認められない。・・・・・・これらの点から、資料骨の年齢は〇〇歳代の前半から後半の範囲であると推察される。

4) 歯からの年齢推定

歯のう蝕あるいは処置の状態は個人差はあるにしても、平均的にみれば若年者よりも高年者のほうがその程度は進行している。左側下顎第一大臼歯が欠損し、その部位には第二小臼歯と第二大臼歯を支台とした、ブリッジが装着されていること、また、上顎では・・・・・・にわたる部分床義歯が装着されていることから、資料骨の年齢は〇〇～〇〇歳と推定された。

以上、1)～4)の成績より、資料骨の推定年齢は〇〇～〇〇歳と思われる。

4. 歯科所見からの参考事項

資料骨の上下顎の咬合関係は、開咬状態を呈する。残存歯は、上顎では〇〇歯、下顎では〇〇歯である。歯槽骨の吸収程度は・・・・・・である。

1) う蝕および処置状況

上顎では、残存歯は〇〇歯、欠損歯は〇〇歯であり、・・・・・・（臨床で言うところの現症を記載すれば良い）

2) エックス線所見

エックス線写真から読みとれる情報を、上顎と下顎に分けて、1)と同様に記載する。

第5章 鑑定

1. 資料骨の性別は、男性と推定される。
2. 資料骨の年齢は、〇〇～〇〇歳と推定される。
3. その他、歯科所見からの参考事項は、・・・・・・

第6章 鑑定資料の処置

資料骨は、本鑑定書とともに返却する。なお、歯列模型を作製する目的で印象採得を行った際に、・・・・・・の部位をわずかに損壊した。

以上の鑑定は、平成〇年〇月〇日（鑑定を受託した日）に着手し、平成〇年〇月〇日（鑑定の作成を終了した日）に終了した。この鑑定書には写真〇枚、図〇枚および表〇枚を添付する。

平成〇年〇月〇日

鑑定人：〒000-0000 〇〇県〇〇郡……………

歯科医師 〇 〇 〇 〇 印

＜Ⅳ＞ 関係法規及び参考文献（抜粋）

＜関係法規＞

刑事訴訟法

第1編 総 則／第12章 鑑 定

第165条（鑑定） 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第168条（鑑定と必要な処分、許可状） 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

2 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これを行わなければならない。

3 裁判所は、身体を検査に関し、適当と認める条件を附することができる。

4 鑑定人は、第1項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

5 前3項の規定は、鑑定人が公判廷でする第1項の処分については、これを適用しない。

6 第131条、第137条、第138条及び第140条の規定は、鑑定人の第1項の規定によってする身体を検査についてこれを準用する。

第2編 第一審／第1章 捜 査

第197条（捜査に必要な取調べ）

1 捜査については、その目的を達するため、必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第223条（第三者の任意出頭・取調べ・鑑定等の嘱託） 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 第198条第1項但書及び第3項乃至第5項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第225条（鑑定受託者と必要な処分、許可状） 第223条第1項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第168条第1項に規定する処分をすることができる。

- 2 前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。
- 3 裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。
- 4 第168条第2項乃至第4項及び第6項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

第229条（検視） 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

- 2 検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第2編 第一審／第3章 公判

第321条（被告人以外の者の供述書・供述録取書の証拠能力） 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

1. 裁判官の面前（第157条の4第1項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異った供述をしたとき。
2. 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異った供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。
3. 前2号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

- ② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第1項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ④ 鑑定経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

犯罪捜査規範

第9章 鑑 識

第187条（鑑定の嘱託） 捜査のため、死体の解剖、指紋または筆跡の鑑別等専門的な知識を要する鑑定を科学警察研究所、その他の犯罪鑑識機関または適当な学識経験者に嘱託するに当っては警察本部長または警察署長の指揮を受けなければならない。

第192条（鑑定書）

- 1 鑑定を嘱託する場合には、鑑定人から、鑑定の日時、場所、経過および結果を関係者に容易に理解できるよう簡潔平明に記載した鑑定書の提出を求めるようにしなければならない。ただし、鑑定の経過および結果が簡単であるときは、鑑定人から口頭の報告を求めることができるものとし、この場合にはその供述調書を作成しておかなければならない。
- 2 鑑定人が数人あるときは共同の鑑定書の提出を求めることができる。
- 3 鑑定書の記載に不明または不備の点があるときは、これを補充する書面の提出を求めて鑑定書に添付しなければならない。

検視規則

第5条（検視の代行） 刑事訴訟法第229条第2項の規定により変死体について検視する場合においては、医師の立会を求めてこれを行い、すみやかに検察官に、その結果を報告するとともに、検視調書を作成して、撮影した写真等とともに送付しなければならない。

＜参考文献＞

- 1) 小室歳信：個人識別（澤口彰子、押田茂實他：臨床のための法医学〔第4版〕。朝倉書店、東京）162－168、2001.
- 2) 大国 勉：身元確認。フリープレス、2001.
- 3) 鈴木和男：法歯学。永末書店、2001.
- 4) 大阪府歯科医師会警察歯科対策推進室・記載要項
- 5) 愛知県警察歯科医会：身元確認のための検屍チャート、2001.
- 6) 神奈川県歯科医師会災害対策歯科医部会：あ、地震だ！災害対策歯科医療救護マニュアル、1998.
- 7) 東京都衛生局医療計画部救急災害医療課：災害時歯科医療救護活動マニュアル、1997.
- 8) 東京都衛生局医療計画部救急災害医療課：災害時の歯科医療救護活動における身元確認班（歯科医師班）研修テキスト、2000.
- 9) 葛西一貴編：第4版歯科矯正学。医歯薬出版、2002.
- 10) 小室歳信：歯科における法医鑑定－鑑定書の作成とその留意点－。東京都歯科医師会雑誌、38：441－451、1990.
- 11) 団藤重光：刑訴法綱要
- 12) 衆議院法制局・参議院法制局編集：現行法規総覧。第一法規
- 13) 各都道府県歯科医師会規約・マニュアル等（北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、和歌山県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

＜協力執筆者＞

4. DNA 鑑定（P27、28）

日本大学医学部 押田茂實教授

<索引>

<あ>

アナログ……………22

IT 関連機器……………16

<い>

遺体の口腔内写真……………19

－状況（死因）……………12

－搬入状況……………12

－身元確認作業の流れ……………13

遺体収容所……………12、13、14

－番号……………25

－引渡……………13

遺族への説明……………26

印象採得用器材……………40

<う>

う歯……………24

う蝕の進行……………24

<え>

エックス線写真
……………16、17、19、21、22、23

－撮影用機材……………40

<か>

ガーゼ……………17、40

開口状態の確認……………18

－不能時……………17

顔写真……………16

下顎歯列咬合面観……………20

顎態模型……………16

学校健診……………16

合掌……………18

可動型横臥位パノラマ

エックス線写真撮影装置……………22

カルテ……………16

関係法規……………44

感染防止……………17

鑑定書……………26、42～43

鑑定嘱託書……………41

<き>

器具・機材……………40

<け>

警察歯科組織……………30

警察庁……………14、29

警視庁……………14、29

刑事訴訟法……………13、44

携帯用デンタルエックス線

写真撮影装置……………22

検案……………13

検視……………13、45

検視規則……………46

検死（屍）……………13

検死時の留意事項……………17

検視の補助行為	13	照合	23
		－結果報告書	25
		－時の注意事項	23
		－内容の記載	24
		－の結果	26
<こ>		小規模災害・事故（事件）	
口腔内写真	16	への対応	14
－の清掃	18	上下顎歯列咬合面観	20
－検査器具	40	上下顎歯列正面観	20
－写真撮影用機材	40	情報収集すべき内容	12
咬合型フィルム	22	－の時期等	11
咬翼法	22	－の方法	11
		歯列模型	16、19
<さ>			
災害・事故発生時	11	<せ>	
再確認と最終判定	26	生前記録	32、34
作業用模型	16	生前資料の収集と	
撮影部位	20、22	生前記録の作成	15、16
		整理と保管	16
<し>			
歯科技工指示書	16	<た>	
歯科健診票	16	大規模災害・事故（事件）	
歯科診療録（カルテ）	16	での対応	14
指揮系統（出動の流れ）	14	対策本部（都道府県レベル）	14
事業所健診	16	脱落歯	22
死後記録	23、24、31、33	ダブルチェックシステム	17
－の採取と整理	17		
事故、災害の概況	12	<て>	
事後措置	26	DNA 型	15
自然脱落	23	DNA 鑑定	27
写真撮影	19	デジタル	22
修復物	20		
住民健診	16		
受診医療機関の特定	15		

デンタル撮影……………22

デンタルチャート……………31、32

－の作成……………16、17、18、33、34

<と>

都道府県警察本部……………29

<に>

日本歯科医師会の対応……………12

入手方法、経路……………16

<は>

発災……………14

パノラマフィルム……………22

犯罪捜査規範……………46

<ひ>

被害状況の把握……………11

必要な器具・機材……………40

筆記具、用紙……………40

標準記号（略号）の使用……………19

<ふ>

部分遺体……………20

<へ>

平衡模型……………16

便宜抜去……………23

偏心投影……………22

<ほ>

防止措置……………17

母子健康手帳……………16

補綴診断用模型……………16

補綴物……………16

<み>

身元確認作業……………13、14

－における活動内容……………15

身元不明死体数の予測

または把握……………12

<よ>

用語、略号の記載例……………37～39

<り>

離脱修復物……………20

離脱補綴物……………20

略号……………35～39

あ と が き

日本歯科医師会では全国各地で活動をしている警察歯科医会の活動を補完すべく平成11年度以降、幾つかの検討すべき委員会を設置し、警察歯科医の活動を検証し、様々な見地からの答申、提言を得、事業を展開している。

先達の多くの先生方のご努力の下、平成8年に広島県で開催された、「全国警察歯科フォーラム」（第2回大会からの呼称）から、平成14年度より日本歯科医師会が主体的に係わり開催されてきた「警察歯科医会全国大会」も本年（平成20年）で7回目の大会を迎えました。

平成14年に長野県歯科医師会の主管で開催された第1回の警察歯科医会全国大会に併行し、身元確認作業の際の手引書として、「全国警察歯科医会検討臨時委員会」の川越文雄委員長の下、学識の立場での、水口 清、小室歳信両教授、DNA 鑑定の項で執筆戴いた日本大学医学部の押田茂實教授、委員会の大森基夫、斉藤善司、布施修一郎、須賀 均、椋代正次、緒方惟幸、池田正弘、津田邦彦、木村哲也、の諸先生方のご尽力で「警察歯科医会・身元確認マニュアル」が刊行されました。

平成18年には「日本歯科医師会における警察歯科医、行政における警察歯科医の身分のあり方等」の諮問の下に検証を求められ設置された「警察歯科医制度検討委員会」では最終答申書の提出に併せ、作成から6年余を経過したマニュアルの再検討を行い、基本的には齟齬は無いものではあります、時代に整合すべく各都道府県での活動状況等を勘案し標準記号（略号）の整理等を含め改訂版の作成に至りました。この度の改訂版の作成に際し、花岡副委員長を初めとした検討委員会の委員各位に改めて謝意を表します。

本マニュアルの位置付けは、初版同様に身元確認作業における照合を行う際の手引書として、先駆的に活躍されている警察歯科医のみならず、とりわけ生前の歯科的所見等の情報提供に際しては、臨床に携わる多くの歯科医師で構成される歯科医師会の会員であると言う特性を踏まえ、また、警察関係者にも対応出来るものと致しました。

平成20年11月

警察歯科医制度検討委員会
委員長 塚本 亨

作成：社団法人 日本歯科医師会・警察歯科医制度検討委員会

<委員>

委員長	塚 本 亨
副委員長	花 岡 洋 一
委 員	土 門 宏 樹
同	大 森 靖
同	市 川 豊
同	小 山 理
同	杉 浦 隆 彦
同	中 西 正 尚
同	河 原 忍
同	今 井 忠 之

<担当役員>

専務理事	村 上 恵 一
常務理事	浅 野 正 樹
理 事	佐 藤 博 嗣

警察歯科医会・身元確認マニュアル(改訂版)

平成20年11月 発行

社団法人 日本歯科医師会
警察歯科医制度検討委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

TEL 03-3262-9321 (庶務課)

FAX 03-3262-9885